

令和6年度 横浜市商店街プレミアム付商品券支援事業 (広域電子商品券)

物価高騰等の影響を受け、地域経済の活性化を図ることを目的として、商店会が主体となって発行する商品券事業に係る経費について補助します。

広域電子商品券とは

市内の複数の区商店街連合会が連携して実施する電子商品券事業です。

特徴!

- ・ 3区商連以上かつ利用可能店舗150店舗以上で申請が可能。
- ・ 区商連単位で参加しない場合でも、希望する商店会(※)は参加可能。
※加盟区商連及び申請団体の承認が必要です。
- ・ 事業費(プレミアム分)の上限額を、通常の電子商品券と比べて10倍の5,000万円に設定。
- ・ 参加する区商連には、加盟する区内商店会へ広く参加を呼びかけていただきます。

補助対象事業

区商連等が発行する

「電子商品券」事業

※購入者一人当たりの購入上限額は50,000円を上限に申請対象が決定

申請対象

・ 区商店街連合会

- ※3区商連以上かつ150店舗以上が必要
- ※利用可能店舗は横浜市内の店舗に限る
- ※申請にあたり、事前エントリーが必要

補助限度額および補助率

事業費

5,000万円
(補助率 10/10)

事務費

2,250万円
(補助率 3/4)

事業費

商品券の
プレミアム
分費用

事務費

広報宣伝費
委託費
消耗品費
など

- ・ 事業費(プレミアム分)は実施する商店会全体の額です。
(区ごとの額ではありません)
- ・ 事務費の区ごとの負担額は参加団体の協議により決定します。

お問合せ先：横浜市経済局商業振興課

電話：671-3488 メール：ke-syogyo@city.yokohama.jp

通常の電子商品券事業との違い

1

申請対象

電子商品券	広域電子商品券
市内商店会 ※区商連は不可	区商連 ※商店会単会は不可

商店会単会は広域電子商品券事業への申請はできませんが、
共同実施商店会として参加することが可能です。
(加盟する区商連の承認が必要)

2

参加可能な
商店会

電子商品券	広域電子商品券
市内商店会	市内商店会 (加盟区商連及び申請団体の承認が必要)

広域電子商品券は加盟区商連及び申請団体の承認を受けた商店会も
参加することが可能です。



3

補助限度額

	電子商品券	広域電子商品券
事業費	500万円	5,000万円
事務費	200万円	2,250万円

※事業費（プレミアム分）は実施する商店会全体の額です。
(区ごと・商店会ごとの額ではありません)

広域電子商品券事業の実施にあたって

- ・実施にあたっては、事前エントリーが必要です。
代表の区商連等から事前にエントリー用紙を提出いただきます。
(エントリー用紙の配付にあたっては、経済局商業振興課へ
直接お問合せください。)
- ・区商連で広域電子商品券事業に参加する場合、本事業に参加
する商店会は別途本補助金を申請することができません。
(紙・電子いずれも不可) また、他の商店会が実施する商品券事
業(紙・電子を問いません)に共同で参加することもできません。

詳しくは募集要領をご確認ください



横浜市
ウェブサイト